

令和4年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和4年6月15日
2. 招集の場所 可児市役所5階全員協議会室
3. 開 会 令和4年6月15日 午前8時56分 委員長宣告
4. 審査事項
 1. 付託案件
 - 議案第42号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第45号 可児市特定用途制限地域における畜舎の制限に関する条例の制定について
 2. 陳情
 - 陳情第2号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての陳情
 - 陳情第3号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について
 3. 報告事項
 - (1) 可児市運動公園の再整備について
 - (2) 可児市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）のパブリックコメント結果について
 - (3) 可児市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定について
 - (4) ゼロカーボンシティの表明について
 4. 協議事項
 - (1) 議会報告会について
 - (2) 次期議会への引継事項について
5. 出席委員（7名）

委員長	中村 悟	副委員長	奥村 新五
委員	酒井 正司	委員	川上 文浩
委員	山田 喜弘	委員	伊藤 壽
委員	渡辺 仁美		
6. 欠席委員 なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

建設部長	林 宏次	市民部長	日比野 慎治
文化スポーツ部長	三好 誠司	建築指導課長	須田 和博
都市計画課長	日比野 聡	環境課長	各務 則行

文化スポーツ課長 水 野 正 貴

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 宮 崎 卓 也

議会総務課長 杉 山 尚 示

議会事務局
書 記 中 水 麻 以

議会事務局
書 記 今 枝 明日香

○委員長（中村 悟君） おはようございます。

ただいまから建設市民委員会を、ちょっと時間より早いですけれども開会をしたいと思えます。

なお、執行部の出席につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のために必要最小限にとどめ、随時入替えをしておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をし、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いいたします。

それでは、まず初めに、議案第42号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○建築指導課長（須田和博君） よろしく願いいたします。

それでは、資料番号1の議案書21ページから22ページ、資料番号4の提出議案説明書2ページを御覧ください。

議案第42号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

配付しました委員会資料の1を御覧ください。

今回の条例改正は、昨年12月10日の建設市民委員会でも御説明しましたように、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が追加されることによるものでございます。

資料1の2枚目を御覧ください。カラーコピーのほうです。

真ん中の左側の青色の図で示しておりますように、従来の認定対象は建築行為を前提としており、建築行為の前にあらかじめ認定を受ける仕組みということで、一定の基準を満たした住宅の新築や増改築を行おうとする者が長期優良住宅等の計画を作成して所管行政庁に認定の申請をすることによって、固定資産税や家屋の登記に係る登録免許税、住宅ローン減税の優遇を受けることができる制度でございました。今回新設する認定対象というのは、同じく真ん中の右側の赤色の図で示しておりますように、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度でございます。建築行為時でなくても事後的に認定を受けられる仕組みが創設されまして、これにより流通時等に差別化を図り、付加価値を高めることができ、長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた既存住宅の購入時には、住宅ローン減税の優遇を受けることができるものでございます。

以上の改正内容により、長期優良住宅維持保全計画の認定及び変更の認定のための申請に対する審査手数料の額につきまして規定を追加することから、可児市手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

手数料の額につきましては、審査に係る所要時間で算出しておりますが、現行の長期優良

住宅建築等計画の認定のうちの増築または改築に係る申請手数料と同額としまして、あらかじめ技術基準の一部を登録住宅性能評価機関において審査された確認書等を添付して認定申請をする場合におきましては2万円、全ての審査を所管行政庁のほうに依頼するような場合には7万2,000円ということになります。

今回の法改正による法施行日、令和4年10月1日に合わせまして適切な周知期間を設けて手数料を定める必要があったために、この6月議会に上程させていただきました。

なお、岐阜県内の特定行政庁や限定特定行政庁におきましても手数料単価は同額となっております。各行政庁とも6月定例会に上程予定というふうに伺っております。

説明は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは、これより議案第42号に対する質疑を行います。

質疑、質問等ある方。

○委員（酒井正司君） 国の法律によって条例も必要だということは何ら問題ないですが、ただ、このことによって市の申請窓口である業務がどう影響を受けるかというようなことが多少影響するかと思いますのでお聞きしたいんですが、最初この建築行為を伴わないと見たときに何だと、自然発生的に出るのかというような字面で非常に疑問を持ったということが第1点。もう1つは、この長期優良住宅の法律そのものは13年前にできているんですね。だから、こういうことを想定して瑕疵のない法律をつくるのが本来なんです。社会情勢がどう変わったかということによるかと思うんですが、遡及、これ元へ戻すということなのでね。いわゆる申請しなかったものを認めるということは、法律ができる前のものも認めるということじゃないですか。法律をつくる場合はそういう遡及効果って認めないんですね。

後から法律をつくって罰するなんてことあり得ん話で。これは罰することではないんですが、普通の法律上では極めて異例だと思うんですね。非常に珍しいということだけじゃなしにこのことによって今までの仕事量とか受付業務、新しく今度変わって、その仕事量なんか大幅に変わるような見込みってありますか。

○建築指導課長（須田和博君） ちょっと一つ一つ説明させていただきます。まず既存住宅というのは、当然既に建っているということですので、今までは建築行為がある、例えば当然新築とか増改築、建築行為を伴った場合には認定対象としていた。今回はもともともう建っていて、新たにそういう建築をしないものに対しても認定しましょうよというのが今回の認定の追加分ということになります。

先ほど申しましたように、法律ができましたのは13年前で平成21年に最初できたときは、まず建築のみということでした。その後平成28年ぐらいだと思いますけど、増改築というのが途中で加わったような形です。今回、建築をしない、既存住宅をとということで、少しずつ整備を、そういう対象を拡大していつているというようなことで法律が少しずつ変わってきているのかなというふうに思っております。法律以前の建物についても、認定することにつきましては、先ほどのカラーの図の中にも書いてありますように、あくまでもこれ認定するためには、建築士等による現況検査の実施ということで、当然何でもかんでもオー

ケーではなくて、性能につきましては一定の基準以上のものであるというのが前提になります。いつつくったものであったとしてもその性能自体がその基準以下であれば認定ができないということになります。ですので、あくまでも既存住宅であっても、当然性能自体は必要、求められますよということで制限をされているかなと思います。

あと、先ほどの業務への影響なんですけど、国が示しております予想件数につきましては、国は年間、全国で300件程度という想定をしております。ですので、この年間、全国で300件を可児市ベースに落とし込むと、大体概算的にいくと数年に1件あるかないかぐらいの程度の内容ということで、それほど可児市にとって業務として出てくるものではないかなと思っております。ただ、法律が変わってこういう制度ができた限りは、もし仮に申請があった場合には受けるということが当然出てきますので、そのために手数料のほうを改正させていただくという内容でございます。以上です。

○委員（酒井正司君） ありがとうございます。

大体の想定内ですが、ちょっと参考までに聞きたいんですが、可児市で新築、改築はごく僅かなんで、これに関わらず、年間の新築の建築確認とかそういう申請数の中にこの長期優良住宅が何%ぐらい含まれているか。僕、県のは調べられるんで、県は大体年間2,000件ぐらいですわ。改築は本当にごく僅かなんで、県で2,000件だったんで推して知るべしだけど、大体その割合ね、総建築数の中の長期優良住宅はどれぐらい占めているか、ちょっと参考のために教えてください。

○建築指導課長（須田和博君） ちょっと正確な数字ではないんですが、大体の概算になるかと思いますが、最近の傾向として新築での建築が大体年間400件から500件程度かなというふうに思っています。その中で、先ほども言いましたようにほぼ新築ばかりなんですけど、長期優良が出てくるのは大体100件ぐらいというイメージがありますので、2割か2割強かなという、そんなようなイメージで思っております。以上です。

○委員長（中村 悟君） それでは、ほかに質疑のある方、ございませんか。

○委員（伊藤 壽君） 資料2枚目の一番下のほうに長期優良住宅の創設前に建築された住宅というのがありますね、認定の取得が想定される例として。これって遡りほどのぐらい、限りなく遡ってもいいわけですか。

○建築指導課長（須田和博君） そうです。

具体的にいつまで遡るかというのはないんですが、あくまでも耐震基準というのもある程度、年度によって変わってきておりますので、そもそも先ほども言いましたように既存住宅につきましても当然建築士によって現況の検査、今回の求めている性能自体がクリアしているかどうかというのは当然事前に調査しますので、今の制度以前に遡ったとしてもその基準をクリアしているのであれば認定の対象になると考えておりますし、別にそれが創設以前だから駄目だということではないというふうに考えております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑のある方、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それではないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論のある方。

ございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようでございますので、討論を終了いたします。

これより議案第42号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員挙手ということであります。よって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第45号 可児市特定用途制限地域における畜舎の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○都市計画課長（日比野 聡君） それでは、議案第45号 可児市特定用途制限地域における畜舎の制限に関する条例について御説明いたします。

資料番号1の議案書31ページからと、資料番号4の議案説明書の4ページ、それと建設市民委員会資料の2をお願いいたします。

本市では、東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジの建設を契機として、地元まちづくり協議会とともに、良好な環境の形成と保持を目的として、平成20年、建築基準法に基づき、広見東部地区に特定用途制限地域を定め、条例により一定の用途の建築物を制限してまいりました。畜舎はその制限をしてきた建築物の用途の1つです。一方、令和4年4月、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律が施行されました。本法律は、畜産業の国際競争力の強化のため、建築基準法の特例を定め、畜産業の振興を図ることを目的としております。

本法律の施行により、広見東部地区では今まで建築の制限をしてきた畜舎の建築が可能な状況となりました。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則では、特定用途制限地域における畜舎の用途制限は地方公共団体が条例で定めるとされており、当地区において引き続き畜舎の用途制限を続けていくために、この省令に基づきまして条例を定めるものでございます。

新たな規制を加えるものではなく、今まで行ってきた制限と変わるものではございません。それでは、議案書のほうをお願いいたします。

第1条、条例制定の目的です。

合理的な土地利用を図るとともに、良好な環境の形成及び保持に資することとしております。

第2条は、用語の定義についてとなります。

続いて、第3条は適用区域であり、現在定めている特定用途制限地域と同じ区域としております。

第4条第1項では、畜舎の用途を制限しており、建築基準法別表第2（に）の第6号に掲げる規模以上の畜舎としております。政令で定める規模は、建築基準法施行令で15平米とされております。

第2項では、第1項ただし書規定により市長が例外的に建築を認める場合においては、あらかじめ公開により意見を聴取するとともに、建築審議会の同意を得なければならないこととしております。

第5条は、既存の認定畜舎に対する緩和規定となります。

続いて、第6条では敷地が特定用途制限地域内外にわたる場合を規定しております。

続きまして、附則の第1条は施行の期日で、公布の日から施行することとしております。

第2条は、建築審議会設置条例における第1条設置及び第2条所掌事項に当特定用途制限地域における畜舎の制限に関する条例を追加するものでございます。

説明は以上となります。

○委員長（中村 悟君） それでは、これより議案第45号に対する質疑を行います。

質疑のある方、ございませんか。

○委員（山田喜弘君） 提出議案説明書のところで、第4条第1項の広見東部において、公益上やむを得ないと認める場合等を除きのこの「等」は何を指しますか。

○委員長（中村 悟君） 都市計画課長、分かりましたか。

○都市計画課長（日比野 聡君） 申し訳ありません。ちょっと今すぐお答えすることができませんので、お調べさせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（中村 悟君） 調べられますかね、こういうのって。

○都市計画課長（日比野 聡君） はい、確認をさせていただきます。

○委員長（中村 悟君） じゃあ、ちょっと時間をいただきたいので暫時休憩といたします。

休憩 午前9時15分

再開 午前9時19分

○委員長（中村 悟君） それでは、委員会を再開いたします。

○都市計画課長（日比野 聡君） ありがとうございます。

議案書31ページを御覧いただきたいと思います。畜舎の用途の制限の第4条の第1項ですね。ただし、市長が当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでないというふうに書いてございます。

こういったことから、資料4の議案説明書の中には、公益上やむを得ないと認める場合というような記述しかございませんので、当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認める場合も含め、「等」と使っているということでございます。

○委員長（中村 悟君） ちょっと整理をすると……。

ごめんなさい。ちょっと今、意味が分からなくて。

○都市計画課長（日比野 聡君） すみません、繰り返しになりますが、第4条第1項、ただし以降ですね。市長が当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認める場合、または公益上やむを得ないと認めて許可をした場合においては、この限りではないと2つの項目が書いてございます。今のこの資料4の議案説明書は、公益上やむを得ないと認める場合という記述だけですので、この「等」がその前の市長が当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認めるということも含め2つの項目を指してございます。

○委員長（中村 悟君） 分かりました。

今の説明でよろしかったですか。

山田委員、よろしいですか。

○委員（山田喜弘君） そうやって理解しますが、こういう書き方は、説明の仕方としてはどうなのということ指摘しておきます。

○委員長（中村 悟君） それでは、ほかに質疑のある方。

○委員（伊藤 壽君） すみません。ちょっと基本的なことをお聞きしたいんですが、この畜舎等って具体的にはどういったものですか。

○都市計画課長（日比野 聡君） この等でしょうか。

○委員（伊藤 壽君） いや、その畜舎等を含めて全体に等を含めて、具体的に何があるんですか。

○都市計画課長（日比野 聡君） この畜舎等の等は……。

〔発言する者あり〕

○委員（伊藤 壽君） 等とは関係ないんですけど、畜舎とは何ぞやということになります。

○都市計画課長（日比野 聡君） 畜舎そのものがどういうものかということでしょうか。

一般的には、この漢字のとおり、牛とかそういう畜産を主なりわいとした牛、豚、鳥等のそういったものを育成したり、その後の商業的なものにつなげていくためのなりわいをするための施設ということで考えております。

○委員長（中村 悟君） よろしいですか。

○委員（川上文浩君） 僕も説明を受けてなるほどと思ったんですけども、国が市町村で定めよと、畜舎等を制限する場合は特定用途制限地域ということだったんですけども、これは地元との調整、国の方針が変わって地元も、これまで可児市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例で今まで東部にかかっていたところに畜舎が入っていたのが、今回国のほうが認定畜舎を制限するのであれば条例で定めよとなってきたと。で条例をつくったということなんですけれども、地元の考え方というのは変わっていないということで理解してよろしいですかね。

○都市計画課長（日比野 聡君） 地元の意見は吸い上げているかということの御質問だと思いますが、今回の特例法施行に影響を受けますのが広見東部地区ということでありまして、

広見東部地区へは自治会を通じまして条例制定に関する意見の聴取を実施いたしました。対象地区は瀬田、柿田、淵之上、平貝戸、明智、石森、しらすぎと、市営住宅の瀬田の8地区、計626戸を対象としておりまして、結果としましては、畜舎建築等の制限を継続することに対しまして反対する意見はございませんでした。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑のある方、ございませんか。

○委員（伊藤 壽君） すみません、第6条について少し具体的に説明をしていただきたいと思いますが。

○都市計画課長（日比野 聡君） 第6条を読ませていただきます。

畜舎等は、認定畜舎の敷地が第3条に規定します特定用途制限地域の内外にわたる場合における第4条第1項の規定の適用については、その畜舎もしくは認定畜舎またはその敷地の全部について、その敷地の過半の属する地域に係る規定を適用するというもので、その境界に極端に言うともたがった場合については、要は過半ですね、面積的にはその過半に属したほうの規定を適用するというものでございます。

○委員長（中村 悟君） 伊藤委員、よろしいですか。

○委員（伊藤 壽君） 要するに広見東部地区にその大半がある場合は、この規定を適用するという意味になってくるわけですか。

○都市計画課長（日比野 聡君） はい、そういうことでございます。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（山田喜弘君） 念のため、ということは広見東部地区以外のところが2分の1以上あればそちらでということ、そういう規制になるということですか。

○都市計画課長（日比野 聡君） 今回の条例は、広見東部地区に適用するというものでございます。条例の第3条の部分ですね、適用区域、この条例は都市計画法第20条第1項の規定により告示された特定用途制限地域のうち、広見東部において適用するというものでございます。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑のある方、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論のある方、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

討論もないようでございますので、討論を終了いたします。

それでは、これより議案第45号 可児市特定用途制限地域における畜舎の制限に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第45号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは議事の都合により、暫時休憩をいたします。執行部の方は退席をいただいて結構でございます。ありがとうございました。

休憩 午前9時29分

再開 午前9時31分

○委員長（中村 悟君） それでは、委員会会議を再開いたします。

それでは、次、陳情の件に移らせていただきます。

今回は、陳情が2件出ております。

それではまず、陳情第2号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

資料は定例会の配付資料を御覧いただきたいと思いますが、この陳情についての取扱いについて、どのようにいたしまししょうと、まず御意見をいただきたいと思いますが。

○委員（川上文浩君） 可児市議会においては、昨年9月28日に選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書を国へ提出しております。選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望しているからこの陳情をというわけではありませんが、この夫婦・親子同氏を維持しというところも議論を踏まえた上で意見書を提出しておりますので、さらにこの内容について意見書を提出するということは、あるのであればしっかりと議論して、また前の意見書とのそごを見ながらやらなくちゃいけないとは思いますが、今回の場合は、前回の意見書を出しているからということではありませんけど、それも非常に強いファクターであるので、聞きおきということではよろしいんじゃないかというふうに思います。

○委員長（中村 悟君） 今、聞きおきという御意見をいただきましたが、ほかに何か御意見がある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、陳情第2号におきましては聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

続きまして、陳情第3号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についてを議題といたします。

この取扱いについて、御意見をいただきたいと思います。

○副委員長（奥村新五君） 二、三日前にも中日新聞の日曜版に出ておりましたし、非常にこの陳情の内容を読んでおられますと、私は偏ったように思います。今、LGBTの問題もかなり深刻になっておられますし、議論もされておられますので、もう少し中身が熟してからしたほうがいいんじゃないかと思います。以上です。

○委員長（中村 悟君） ということで、副委員長、今回聞きおきという御意見でよろしいですか。

○副委員長（奥村新五君） はい。

○委員長（中村 悟君） ほかに意見のある方はございませんか。

取扱いについては。

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、陳情第3号については聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により、暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時34分

再開 午前9時43分

○委員長（中村 悟君） 執行部も皆さんおそろいようですので、ちょっと早めですが再開したいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、会議を再開いたします。

議題の報告事項に移らせていただきます。

まず最初に、可児市運動公園の再整備についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） では、よろしくをお願いいたします。

可児市運動公園の整備計画につきまして、基本計画がおおむね整ってまいりました。完成は今月末となりますが、事前に御報告させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、本日、お手元に資料3-1、3-2、3-3を御用意させていただいております。資料3-2は体育施設としての基本計画図、3-3は防災施設としての活用について表記しております。

すみません、まずもって説明前に資料の訂正のほうをお願いいたします。

資料3-1の1ページ目、下から4段目なんですけれども、サブグラウンドとなっておりますけど、サブグラウンドで「ウ」が抜けております。申し訳ございませんでした。

それから、3-1の2ページ目、裏面になりますが、最終行、東ゾーングラウンドとなっ

ていますが、正しくは東ゾーングラウンドです。申し訳ありません。お手数ですけど訂正のほうをお願いいたします。

それでは、資料3-1. 可児市運動公園の再整備について、資料に基づき説明させていただきます。

まず、整備方針としましては、体育施設の機能に加えまして、災害時の地域防災拠点、それから広域避難所の機能を有する運動公園として整備していきます。

資料3-3でお示ししておるんですけども、災害時の時系列によって運用をそれぞれ変えていくという計画であります。

また、体育施設のほうなんですけれども、整備内容につきましては各団体からの要望を考慮して進めるという方針であります。

それぞれの東ゾーン、西ゾーンの説明になるんですけども、資料3-2、A3横ですね、御覧ください。

まず、東ゾーンなんですけど、グラウンド、この緑の部分ですけども、全面人工芝としまして整備を予定しておるところでございます。基本設計段階におきましては、人工芝の選定をした結果、野球、サッカー、ソフトボール、ホッケー、グラウンド・ゴルフなどの多種競技で対応できるロングパイルの捲縮タイプというものにしたいと思っております。ちょっとこれ、遠くて申し訳ないんですけど、目の前に御用意させていただきました。こちらのほうが、ちょっと巻いたような感じのものです。

捲縮タイプは、直毛タイプと比較すると導入経費のほうが高くなりますが、これは運用コストが抑えられまして、耐用年数も直毛タイプに比べますと1.5倍ほど長く使えるということで、長期間の利用においては総合的に費用が安くなるというような見込みであります。

それから、現計画では、この人工芝の部分なんですけど、野球1面、サッカー1面を基本としまして、運用によってサッカーをもう1面の2面で使う、またソフトボールやホッケー、グラウンド・ゴルフ等の御利用も可能ということにしております。

また、この人工芝部分につきましては、災害時は広域避難所、それから救援物資の中継基地の拠点としまして、各施設への物流配送の役割を果たすというものにしております。

そのほかでは、この基本設計の段階で、既存の野球場のバックスタンド、ここに放送設備や会議室がございますが、これは設置する野球、サッカーコートの規模、この辺を確保するために撤去しまして、バックネットのみとします。放送設備につきましては、簡易的な放送で対応するものというふうに考えております。

それから、観客スタンドのほうも、設置する野球、サッカーのコートの確保のため設置は困難と判断しておりますので、なくなるというところなんです。

既存の管理棟は、新たな1階の平家建てなんですけど、そちらの管理棟の設置を予定しております、更衣室や会議室の機能を持った、サッカーでいうクラブハウスのような役割を果たすということです。

グラウンドの照明灯なんですけど、こちらはナイターによる照度を確保するために、8本

立ての照明灯を立てるというところで、カーボンニュートラルに対応するためLED化を計画しておりまして、その荷重を支えるための安定的な設備の基礎部分の導入を計画しております。

また、トイレ、水道について、現在どの位置に取り出すかを検討しており、今後の詳細設計の中で確定をさせていきたいと考えております。

以上が東ゾーンです。

次、続きまして西ゾーンですが、こちらのほうは多目的スペースとして、野球、サッカーのサブグラウンドや大型のイベント中は臨時駐車場としての役割をこの多目的スペースの中で用意しています。こちらは、表面は土仕上げとしまして、特にこの競技のみというような限定した整備というのは考えてはいない状況です。

多目的スペースの西側に駐車場、286台分を用意しますが、アスファルト舗装として設置するということです。

災害時には、こちらの部分が多目的スペースも合わせまして、自衛隊などの救援・救助の活動、それから復旧・復興の活動の前線基地である、あと仮設住宅の建設場所やヘリポートとしての役割を果たすところではあります。

また、図面の多目的スペースの南側になるんですけれども、防災倉庫の建設を予定しておりまして、今年度にB&G財団からの補助により実施を予定しております。

次に、資料の3-1の裏面、2ページ目になるんですけれども、概算費用になりますが、こちらのまず西ゾーンの土地、旧県有地、公社からの買戻しがありまして、こちらが用地補償2億円、それから全体の工事費としまして28億円、全体で30億円の事業となります。

令和4年の可見市経営計画の重点事業において15億9,800万円の事業費として計画しておりましたが、先ほどの話の中で東ゾーンの人工芝を捲縮タイプにするということや、照明灯のLED化ということで補強が必要だということと、防球対策のネット設置の附属施設、それから西ゾーンでは今の建築物の撤去、現地調査、それから設備の基準等の調査結果によって、基本設計で精査した結果、大幅な増額ということになっております。

今後のスケジュールですが、社会資本整備総合交付金の確保が大きな問題ですが、令和5年度から令和8年度の4年間を整備期間としまして、令和5年度から東ゾーンの集中工事を実施します。令和8年3月に東ゾーングラウンドの供用開始が予定できればというふうに考えておるところであります。以上です。

○委員長（中村 悟君） 説明ありがとうございます。

この件につきまして、何か御質問等。

○委員（川上文浩君） これは、整備するということで話は聞いておりますが、予算が30億円とはまたこれは膨らんだなあとと思うんですけれども、国からの補助があるのでそれを待って、補助を入れてから計画していくというような話を正式に委員会でも聞いておりますが、その辺の動向はどうなんかな。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 補助金ですね、今回の事業での重要な役割となりますが、

今現在、中部地方整備局とか岐阜県を通じて、いろんな形で情報をいただいておりますので、

補助は、前回でもお話しさせていただきましたが、工事費全体の2分の1、それから土地の購入につきましては3分の1という基準がございますので、その中で何とか取れるように、今必要な書類を整えて提出をさせていただくというところでおります。

○文化スポーツ部長（三好誠司君） ちょっと補足ですけれども、今現在、概算要望を国のほうに提出いたしまして、これは8月末ぐらいに大体煮詰まってくるのかなど。最終的には12月ぐらいには確定してきますので、分かってくるのが8月末ぐらいかなというふうに今、考えております。以上です。

○委員（川上文浩君） 流れでいくと、もう本来であるなら6月でしょう。6月ならもう内示があつていいんじゃない、メニューがあれば。それは時系列では8月なら8月なんだろうけど、もともとの説明でいくと、補助を取らないとやらないような説明だったんだけど、今の部長の説明でいくと、補助メニューがなくても、これいきますよという計画になっておるのか、補助がつかなかったら止めるのか、それはどうなっていますか。

○文化スポーツ部長（三好誠司君） 補助メニューとしてはありますので、当然補助は取りにくい形になります。補助が取れないと、前回もお話ししていますけれども、なかなか整備のほうは難しいというふうに考えておりますので、どこがまたついていくかというのはこれからの話ですので、その内容によって、この内容自体が、規模がどうなるかという問題とか変更になっていく可能性はありますけれども、当然、補助がついての話になってまいりますので、今の時系列からしますと、ちょうど6月の第1週ぐらいが概算要望の提出期限でしたので、それを済ませた段階。この後、中部地方整備局とまた調整が出てまいりますので、大体8月末ぐらいには何らか分かってくるだろうと考えております。

その辺が終わらないと実施設計のほうなかなか進めないということで、今年度予算をお願いしているところですが、そちらのほうの期間も年度をまたぐことになる可能性というのが当然出てくるというふうに考えております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑のある方、ございませんか。

○委員（酒井正司君） 本当に財政の面が一番心配なことですが、子供たちの競技人口を見ると、野球、サッカーが群を抜いて多いということからすると何とかしてあげたいという気持ちは強いんですが、まあ、翻って市の財政状況を見ると非常に大きな出費だなあと思うんです。そんなことを思いながらこの資料を見て、3-1の1の整備方針①東ゾーンの中の平常時、災害時、施設の配置のうちの3つ目、施設の配置のところを読むと、グラウンドの全面は人工芝として、インシヤルコストはかかるがランニングコストが抑えられと書いてあるんですね。これを単純にとると、当初に随分銭が要るけど、その後はすごい楽なんだよと、お金要らなくなるんだよということですよ、間違いなく。財政的に有利に働くよと、人工芝にすることによって。これって、ちょっとどうかなあという表現。じゃあ、この人工芝の寿命、減価償却期間を計算に織り込むと、人工芝のほう安くつきますか、どうですか。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 天然芝と人工芝という意味でよろしいでしょうか。

○委員（酒井正司君） いやいや、ここに書いてあることですよ。全面人工芝にすると今までの維持費が軽減されるよと意味合いじゃないですか、この文章からいくと。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 当初、ストレートの直毛の人工芝を予定しておりまして、そちらと今回予定しておる捲縮タイプの芝との比較になるんですけども、直毛のほうが耐用年数が8年と言われていました。今回予定しておる捲縮タイプが12年ということで、1.5倍ほど耐用年数が長くなるというところでございます。

年間の保守費用も、この直毛タイプよりも捲縮タイプのほうが2分の1程度で済むというところございまして、それを比較したときに、イニシャルコストは、こっちのほうが実は、捲縮タイプのほうが高いんですが、長期間使うと直毛タイプよりも捲縮タイプのほうが安く費用が抑えられるということでございます。

○委員（酒井正司君） 資料にあるのは人工芝の種類のことじゃないじゃないですか、この表現は。人工芝にするか、現状維持でいくかという意味合いじゃないですか、これって。芝の種類、こっちが有利だよなんていう話なんですか、これは。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） すみません。表現が申し訳ないんですけど、ここは、東ゾーンのグラウンドにつきましては、皆様の御要望も含めて人工芝化ということでお話しさせていただいております。今回、こちらにつきましては、その人工芝の種類のことをお話しさせていただいております。

○委員（酒井正司君） 全く説明不足ですよ、これはね。ぜひ次回から直しておいてください。じゃないと、市民が、人工芝にすると先々有利なんだと、財政的にね。そうしたらば、取りあえずお金を一時的に出してもしょうがないわな、子供たちのためだと思う、思いますよ、これ。こういう惑わすような表現はよくないね。反省してください。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑。

○委員（渡辺仁美君） 災害時の利用についてお尋ねします。

資料3-3で時系列で細かく書かれてはいるんですけども、準備から復旧期までありますが、ちょっと大まかに言葉で確認をさせてください。

東側のゾーン、その人工芝のほうを物資ストックですとか、例えば避難者の受付とか、そういったところに利用されて、西側のゾーンに仮設的住宅とか自衛隊の駐屯とか入浴施設とか、そういった復旧に向けての大きなスペースというふうに捉えてよかったですでしょうか。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） おっしゃるとおりです。人工芝の部分につきましては、物資の管理が人工芝にすることでしやすくなるというふうに見込んでおりまして、そちらのほうで物資の管理、あとは避難者の受付等もあるのかなと。

西側につきましては、自衛隊とか、復興支援の関係、それからヘリポートや仮設住宅のほうを考えておるというところでございます。

○委員長（中村 悟君） よろしいですか。

○委員（川上文浩君） 1点、これは予算のことになるんだけど、予定よりも大幅に、倍ぐら

いかな、となってくると、これ実施設計に入った場合、実施設計もこれは同じように高くなりますよね。今年度予算で実施設計を見てあるよね。金額をちょっと覚えていないんだけど、そうすると予算って何なのということになるんじゃないの。予算をきちっと審議して、出して、我々もやっておるんだけど、実施設計の分はその枠に収まっているかどうか、ちょっと金額を覚えていないんで申し訳ないんですけど、当然、倍になれば実施設計だって倍になるでしょう。倍近くになって、そうなってくると、本当に予算を積み上げておるときに何をやっているんだという話になりませんか。急に人工芝で倍になりますはいいんだけど、よくはないんだけどね。本来、予算をきちっと積み上げるときに、おおよそのものがあって実施設計金額が出ているはずなんですよね。だからそれに対して、じゃあどう説明するのかなということをお聞きしたい。予算のことなんであれなんだけど、でも出しているのは担当課だから、そういった考えについてどのように考えているのかなということをお聞きしたい。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 今年度、実施設計につきましては5,300万円ほど御用意いただいています。その中で実施設計を進めたいと思っておりますけど、その中に地質調査も含めてあるので、今後、その実施設計の内容についてはまた精査していくと思うんですけども、基本的に、この中で収まるような形で進めるようなものであればと思っております。

○文化スポーツ部長（三好誠司君） すみません。御心配いただいておりますが、開発面積自体は当初と変更ございませんので、内容の、ものが変わっているということになってきますので、設計自体がそれほど大きく変わるとか、倍だから倍になるとかいうものではないというふうには理解しております。入札してどうこうという話にはなっておりませんが、今のところ、面積が倍になっていけば当然倍になるかなというのは想像つくところなんですけど、開発区域自体は変更ございませんので、それほど大きな変更はないものというふうにご覧いただいております。

○委員（川上文浩君） となると、これは単なる人工芝と、照明灯、それだけで倍になったという話になると。

○文化スポーツ部長（三好誠司君） 大きな部分としては、まず人工芝の変更、捲縮にしたというものと、照明、こちらのほうで大きく増額になってきています。そのほかの部分については、若干変更はありますけれども、一番大きなものとしてこの2つという形にはなります。

特に照明については、今、コンクリートというか電柱、その辺に立っている、あれでつけていますけれども、LEDにすることによって機器が重くなるということから、2本立てのKYBスタジアムにあるような、ああいったタイプにする必要が出てきて、そうしないと国土交通省のほうも通らないということもありますので、その部分というのがかなり大きなウエートを占めています。

○委員（川上文浩君） やはり、文化創造センター アーラもそうなんですけど、経年劣化、そして今の現状維持に物すごくお金をかけて、今まで幾ら使っているんだっていうぐらい使っています。KYBスタジアムができて、整備は僕、必要だと思います。今の現状が駄目な

んで、ある程度修理は必要だと思うけど、あの一帯で幾ら金を使うんですかって話になってきたときに、もう少し慎重に考えてやられたらどうなのかなあと。やはり、バックキャストイングしていくと、KYBスタジアムと今度の整備で、もう本当に50億円とか60億円とか物すごいお金が使われているというふうになった中で、じゃあ20年後にあの運動公園はどうなんでしょうというところまで考えていただいて、慎重にやはりよく議論して決めていただけるといいなあというふうには思います。

やはり野球場1つ取っても、美濃加茂市の前平なんかも今、ああいう状況になっていますよね。20年後にああならないというその約束もできない以上は、しっかりと使う用途とか、それを維持していく部分とかを議論して。じゃあ財政的にしんどくなってきたからもうできませんねというのを、いかにも文化創造センター アーラ、KYBスタジアム、そしてこの運動公園整備と、途中でお金を止めたら、もうそれは死んでしまいますので、要は維持管理ができなくなるというふうになってくると廃墟になりかねないという最悪の可能性だって否定できないわけですね。今、こんな人口減少、子供も生まれてこない状況の中で、いかに確保していくかということなんだけど、それによって人口を、きちっとそういった世代の人たちが可児市に集まってくれるのか、箱物を造っていくというところはよく慎重にやっていただきたい。簡単にこの倍になるということが、すごく私は感覚的にちょっと理解できない部分があるので、その辺のところはより慎重に説明責任を果たしてもらって、議会にもきちっと説明していただいて。物事が進んでいく段階になったときに、委員会を委員長に頼んで招集してもらって、中身をきちっと見ていかないと、我々も議決責任があるので、より提案側が、そういったところも説明してもらえるような状況をつくっていただきたい。整備は必要だと思います。ただ、予定よりも倍額払ってやる必要があるのかというところはクエスチョンが残っている。そして、10年後、20年後、30年後にじゃあどうなっているのというところはきちっと出しておかないといけないもんだから、将来の姿というのを。はい造りましたでは駄目だと思うので、それはよろしく願いしたいなと思います。

○委員（酒井正司君） 現監査委員や監査委員経験者として市の財政をしっかりと憂慮しておって、本当に頭を痛めておったメンバーが言うだけじゃなくて、やはりこの御時世、これだけ物価が上がり、為替がこんな状態になっちゃったわけじゃないですか。昨日のあれだっけ見ておったら24年ぶりですよ。これは石油製品ですよ、間違いなく。だから、原材料は当然100%輸入ですわ。そうすると、今この長期にわたる計画を無責任に進めるということは、僕は市民に対して責任を負えないですよ。子供のためにやってはあげたいと。ただ、今言うように、将来にわたって有益な施設かどうかということ、それから、この今の工事費が倍になったけど、またちょっと足りなんだわなんて話は、とてもじゃないがこの委員会では受け付けられないので。僕、ちょっと思うんだけど、合併特例債で子育て健康プラザ マーノを造って、文化創造センター アーラにも使って、大分いい思いをしたんですが、まだその感覚が抜けきっていないような気がする。

工業団地だけでもとんでもないお金が出るわけだし、果実が取れるのもまだまだ先の話で

すよ。あれが取れだしたら僕は多少なりともいいなあと思うんですが、それと被ってくるんで、時期が。しかも高齢化がどんどん進んで市の財政状況がもっと逼迫するということに、予算が倍になりましたがという話を、ああそうですかといって簡単にはお受けできない、そういう気持ちです。

○委員（山田喜弘君） ちょっと確認ですけれども、観客スタンドは設置不可ということになると、夏の暑さ対策はどう考えていくんですか。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 簡易的なものを、何か段差もつけたものでスペースが確保できればと思っておりますが、今後、各団体といろいろ相談しながら考えていきたいと思っております。

○委員（山田喜弘君） もう1つが、西ゾーンの多目的スペースの野球場で公式試合は不可で、サッカー場は可能というのは、サッカー場は公式試合は可能ということ。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） この多目的スペースが、全て平坦な土地で取ればというところはあるんですけれども、なかなか、若干現況もへこんでいるものですから、どこまでのスペースが取れるのかというのは、今後、地質調査、現地調査も含めて、その結果で試合のコートの確保ができるのかというところは決まってくるかと思えます。現況で見る限り、野球場はちょっと公式的などころまでは少し難しいのかなあというところで今おります。

○委員（山田喜弘君） 結論として、サッカー場の公式試合はできるのか、できないのかというのは、結論は出ているわけですか。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） サッカー協会とお話しさせていただいたときに、協会としては、ここでいわゆる練習的などころでできるスペース、または試合前のアップができるスペースが取ればいいなあという感じで、ここで公式試合がどうかという話までは、すみません、至っておりませんので、今後の確認としたいと思っております。

○文化スポーツ部長（三好誠司君） すみません。試合ができるかどうかという話ですよ。十分、面積的にサッカーの場合、大きさが取れば競技をすることは可能ですので、特にバックネットがどうのこうのということもありませんので、線を引いて、ゴールさえ置けばできますので、サッカーの試合はやることは可能です。

○委員（山田喜弘君） わざわざ野球場は公式試合は不可と書いてあって、サッカー場は何も書いていないのであえて聞きました。できるということでもいいんですね。はい、分かりました。

○委員長（中村 悟君） ほかに。こういう機会ですので、意見は言っておいて。

○委員（伊藤 壽君） 工事費の増額の主な理由は人工芝の種類を変えたことによると。耐用年数とかいろんな競技に利用できるということでその人工芝に変えたということですが、その芝って、実績とか、ほかの施設で使っているとか、そういったことはありますか。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 八百津町にあります蘇水公園のグラウンドのほうで使われております。今、7年ほど使われておるということをお聞きしています。

○委員（山田喜弘君） それと、これだけ工事費が膨らんだときに、これは利用料というのは

どういうふうを考えていくんですかね。受益者負担という話だと、どのようになってしまうか。

○文化スポーツ部長（三好誠司君） まだ具体的にどうということは数字は出しておりませんが、今、利用料の算定方法というのを以前からもう示されてきているところですので、それに基づいて、当初にかかったお金がどうこうという、その回収ということまでは含めていないと思いますので、ランニングコストの面、その他、ほかの競技場との関係、兼ね合いということで、現状からは変更になるかとは思いますが、金額が倍になったから使用料も倍にすると、そんなような話ではないかなというふうには考えております。

○委員長（中村 悟君） ほかに、意見よろしいですか、質疑等。

〔挙手する者なし〕

それでは、もう発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○委員長（中村 悟君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、報告事項の2. 可児市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）のパブリックコメント結果についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○環境課長（各務則行君） よろしくお願いをいたします。

資料の4を御覧ください。

この計画につきましては、3月議会の建設市民委員会におきまして、4月にパブリックコメントを実施し、5月下旬にその結果を公表する旨、御説明をさせていただきました。

おかげさまで予定どおり進めることができまして、先日、5月27日にホームページ等で公表いたしましたので、その内容について御説明をさせていただきます。

4月8日から28日までの21日間実施いたしましたところ、お一人から1件の意見提出がありました。御意見の内容と、それに対する市の考え方は表のほうに整理したとおりでございます。

御意見の概要は、コンポストや生ごみ処理機を購入した市民に対して助成金の支給やクーポン券の配布をしてはどうかというものでございます。

それに対するお答えといたしましては、既に計画に記載してあるとおり補助を実施しており、今後も補助を行っていくというものでございます。クーポン券につきましては、この補助金を支出しているため、それに重ねて配布する考えはないとしております。

また、市といたしましては、補助金等の有無に関わらず、市民の皆さんには自発的にごみを減らす努力をしていただきたいと考えておりますので、その旨も記載をしております。

以上によりまして、計画の変更はなしとしております。

なお、実行計画の公表は今年24日を予定しております。

説明は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは、質疑のある方、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

よろしいですかね。

それじゃあ、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、報告事項の3. 可児市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○環境課長（各務則行君） 引き続きよろしくお願いたします。

資料のほうは、資料5を御覧ください。

先ほど御説明いたしました区域施策編は可児市全体の計画ですけれども、この事務事業編は市が一事業者として市の事務事業や公共施設を対象に策定するものでございます。

区域施策編と合わせて改定する旨、これまで御説明をさせていただいておりますので、今回はその内容につきまして、概要ではございますが御説明をさせていただきます。

(1) 計画改定の背景です。

この計画は、平成13年3月に策定いたしまして、必要に応じて改定をしております。今回は国の動きなどを踏まえ、区域施策編との整合を図りながら改定をいたします。

(2) 計画の位置づけです。

地球温暖化対策の推進に関する法律が根拠法令でございます。策定は義務となっております。

(3) 計画改定の方向性ですけれども、国・県が掲げる削減目標を踏まえて改定をいたします。

(4) 計画の内容です。

削減目標は、2030年度に2013年度比二酸化炭素排出量70%減でございます。

市の事務事業におきまして、電力を使用することによる排出量が80%以上を占めているということを踏まえまして、重点取組事項を記してございますけれども、電力に関することの御覧の3点を掲げております。

取組方針のほうは、可児市版GXと記載してございますけれども、GX、DXとよく似ておりますけれども、現在の経済産業省が推進しておりますグリーントランスフォーメーションのことでございます。本計画での取組を可児市の成長や魅力の創造の機会と捉えまして、意識変革を促し、市民等と連携しながら取組を進めることを可児市版GXと定義いたしまして、取組方針といたします。

裏面、2ページを御覧ください。

具体的な取組につきましては、可児市版GXアクションと称しまして、省エネルギーの推進等5つの項目により推進をいたします。

項目ごとに具体的な施策を整理しているところでございます。

最後に、(5)公表です。

区域施策編と合わせまして、6月24日の公表を予定しております。

説明は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

それでは、この件に関しまして質疑ございませんか。

○委員（川上文浩君） 先ほど、酒井さんも一言言われて、話を聞いていたと思うんだけど、新たな運動公園が人工芝で、本来ならこれとか後から出てくるこのゼロカーボンシティの表明についても、今計画があるんなら、人工芝じゃなくて、生の芝にすべきなんじゃないかという、意地悪な質問になるけど、環境課とか市民部ではその辺のところをどう考えているの。

○環境課長（各務則行君） この計画を立てることで、また庁内全体でこういった方向で進めていくということになりますので、環境課が中心になって各課とそれぞれの課でやっていただきたいことですか、そういったことはこれから随時調整をしていきたいと思っております。以上でございます。

○委員（川上文浩君） これから随時調整するということは、提案するということだね。この総合運動場のグラウンド整備についても、人工芝じゃなくて、環境課からすると、いや、これは芝でやってくださいというふうに提案していくということでもいいの。その辺の調整をどうしているのということを知りたいの、庁内で。どうなっているのっていう。片方では、市長はまだこれから提言されるらしいけど、ゼロカーボンシティの表明をばーんとする、温暖化対策実行計画でいろんなことをやっていかなくちゃいけない。当然、これグリーントランスフォーメーションだからね、グリーンだからね。環境課として、その辺の可児市全体の中の今の進み具合、いろんな開発だとか整備だとかいう部分について。全然真逆の説明があったわけじゃないですか、今総合運動場で。いや、環境課として考えるとあれは絶対芝生でやってほしいと、ランニングコストがこうこうこうでというところを聞かせて考えていきますみたいなことはやるの、やらないの。

○市民部長（日比野慎治君） 大変参考になる御意見で、非常にお答えがづらいんですけど、環境サイドとしては、先ほどの説明の運動公園の話だけじゃなくて、市の事業・施策、全ての中で、できることはゼロカーボンに向けて取り組んでくださいねというお願いベースでしかできないんですけども、それはまあ庁議の場でそういうことは前から依頼をしてくているので、それが頭にあって、それぞれ計画を進めているということで御理解をいただけたらというふうに思います。

○委員（川上文浩君） しつこいようで申し訳ないけど、先ほどの説明だと、人工芝の検討はしましたと、何種類か。ただ、芝生の検討はしていないわけだね。まあ、聞いたら答えたかもしれないけど、その辺は市民部長、要請はしているんでしょうか、やってくれという。

○市民部長（日比野慎治君） 要請はしていません。

というのは、先にこちらの事務事業編が改定をする前の段階で、もうそちらは進んでいた

ので、これを庁議等で依頼をしていく中で、見直しが可能であれば、それはそれぞれの担当課が判断をしていくべきものというふうに考えております。

○委員（川上文浩君） それこそ国が喜ぶんじゃないの。人工芝から普通の芝に変えました、GX、グリーントランスフォーメーションによってやりました、ゼロカーボンに向かっていきますって言ったら、えらい喜ぶんじゃないですか、国のほうは。補助金をじゃあつけますよみたいな話になるかもしれないし。まだ総合運動場は実施設計にも入っていないからね、はっきり言って。そこでやはり、そういうところも出すのであれば、実際に今進んでいる事業に対して、やはり働きかけをすとか、せめて芝生にしたときの予算を積み上げて、それをちょっと比べるとか、ランニングコストがどうあって、こうあってというのは、前は、KYBスタジアムときは芝生のランニングコストは高いからということで人工芝にした経緯があるんだけど、そういったところもちゃんと、やはり今はこういう時代なので、もうKYBスタジアムを造ったときの時点とは違えますと、市長がゼロカーボンシティの宣言をするんですとなったときに、やはり方針とか、施政方針にも入っているけどね、そういうことが、変えるべきなんじゃないの。

○市民部長（日比野慎治君） 御意見ありがとうございます。

文化スポーツ部も残っておってもらったほうがよかったなあというふうに今思っておりますが、貴重な意見をいただきましたので、事務レベルですけど、取りあえずまず話を、こういう意見をいただいたということも伝えて、その中で検討できればという話はしていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○委員（山田喜弘君） 資料5の裏の取組の5番目、環境に配慮した物品調達ってするんだよね。それで、今言ったように人工芝はどうなのという話は出て来ないわけ。

○環境課長（各務則行君） 芝のお話もございますけれども、ここでは環境に配慮した物品調達ということで、グリーン購入的なところを施策としては上げているところでございます。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） よろしいですか。

ほかに御意見はございませんか。

結構たくさん言っていたいた。

○委員（伊藤 壽君） (4)の重点取組事項ですけど、太陽光発電設備の最大限の導入とありますけれども、いろいろ開発絡みも係ってくるんですが、その設置に関する条例もありますが、そういったところはどういうふうに取り組んでいかれますかね。

○環境課長（各務則行君） 条例に基づいて開発等につきましては適切に対応していくことはもちろんですけども、こちらは事務事業編ということで、市としての事業として最大限導入していくということでございますので、公共施設のほうへできる限り導入していくということを検討していきたいと思っております。以上でございます。

○委員（川上文浩君） ごめんね、意地悪なことを言うわけじゃないけどさ、市民部長、これは絵に描いた餅にならんようにしてね。実際にやってこそ、そのゼロカーボンシティの実現

があるわけだから、声は高らかにどんと上げるんだけど、実際にやっていることは全然違った方向でやっていますよって逆の方向へ行っていたら何の意味もないと僕は思う。だから、やはりできることから少しずつ、ゼロカーボンシティに向けての取組を行政が主導して進めていって、それで市民と一体となってやっていってこそ、これは実現できるものであると思う。なので、今現状のやっていることが、真逆のことをやっていて、ゼロカーボンシティの表明ですって、あの話からこの話をといたったときに、やはり庁内調整なり市長へのあれなりもきちっとして、その辺のところを、じゃあこれをやっていますけれども、今回はこういう理由で人工芝ですというふうなものが、やっぱり担当課が説明できるように、文化スポーツ課が。環境課のほうでちゃんと指導するというのはおかしいけれども、よく話を合をして、そういった説明がきちっとできるようにしておいてもらわないと。これからもう何かやるたびに環境課とセットで来てもらうよという話になっちゃうよね、何か造るときに。これはどうなっています、ゼロカーボンがというと必ず説明してもらおうと。そうじゃないと進まないよ。

声高らかに宣言はいいんだけど、実際にやってもらわないと。グリーンカーテンだってもうやっていないでしょ、ずうっと。ずうっとやっていたけど、もうやっていないもんね、今。やめちゃうんだよね、こうやって。だから、いろいろ理由があってやめているんだらうけれども、そういったところは、きちっと代替えをして何をやっていくのかということを出していかないと進んでいかないと思うので、そこはちょっと環境課が主体となってやるのであれば、全庁に向けて音頭を取ってもらいたいなあとというのが、あとは調整してほしいと思います。

○市民部長（日比野慎治君） ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思いますし、この事務事業編の中に、ちょっとペーパーには書いておりませんが、進行管理というところがございまして、毎年のことですけれど、PDCAで回していくということで、その結果についても庁内で共有していきますし、市民へも公表していくということがありますので、またそれを御覧いただいたときに、気になる点がありましたらまた御指導いただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○委員長（中村 悟君） ほかに御意見、質疑等ありませんか。

〔挙手する者なし〕

いろいろ御意見をいただきました。

それでは質疑もないようでございますので、この件に関しましては終了いたします。

続きまして、報告事項(4)ゼロカーボンシティの表明についてを議題といたします。

執行部の説明をよろしく申し上げます。

○環境課長（各務則行君） 資料の6を御覧ください。

地球温暖化対策実行計画につきまして、続けて御説明をさせていただきましたけれども、区域施策編におきましては、2050年度に温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す方針をお示ししております。

このことを踏まえまして、ゼロカーボンシティ宣言をいたします。

豊かな地球環境を将来世代につないでいくために、市民や事業者とも連携しながら取組を進めてまいります。

なお、今月24日の市長定例記者会見において表明する予定でございます。

主な取組につきましては、以前御説明させていただきました地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に記載した施策から抜粋をしております。これらの施策を着実に実行していくことはもとより、今後の法改正等を注視し、新たな技術革新を取り入れまして、さらなる削減策の導入も検討しながら推進を図ってまいります。

令和4年度の取組は、「ボトル to ボトル」リサイクル事業をはじめといたしまして、これまでに御説明させていただいたものでございます。

なお、ゼロカーボンシティの表明自治体は、5月末現在で全国で702自治体です。岐阜県では県及び御覧の10市町が既に表明をしております。

表明につきましては、環境省と協議しながら進めてまいりますけれども、事後報告でも可とされているものでございまして、表明を行うハードルは高いものではございません。

また、今後、国の補助金を活用して事業を実施する場合に、表明していることは補助採択の条件ではありませんけれども、調べますと、審査項目にはなっております。今後の補助金獲得も視野に入れまして、ゼロカーボンを目指す目標を掲げております区域施策編の公表というタイミングを今回捉えまして、表明をするものでございます。

なお、6月24日の記者発表で正式表明となりますので、情報の取扱いに御注意いただければ幸いです。御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは、この件に関しまして質疑のある方、御意見のある方はございませんか。

○委員（川上文浩君） 議会でも一般質問とかいろんな部分で、委員会とかでもこういったプラグインとかいろんなものが出てきたけど、大体スルーされてきて、いろんなことが最近急に始まるんだよね、今までやらないと言っていたのが急に始まるという、何か不思議な行政体質に今なっている。まあそれはいいとして、やはりこれからゼロカーボンシティの表明を正式にしてやっていくということは、やはりそこが行政の施策の柱になるはずなんだよね、完全にこれから。だから何をやるにしても、とにかく環境課でこのゼロカーボンシティの表明をした以上は、全ての事業・業務に対してこれを意識させるということは、やっぱり環境課がリーダーシップを取ってきちっとそれをやっていかせるという、これはすごい重い使命になると思うんですね。これは大切なことなので、背骨になる部分だから、やっぱり先ほども言った、また戻って申し訳ないけれども、そういうところに関してはもっと強く意思を表明して今からやっていかないと、なかなかできないと思うし、わざわざ市長がこれを宣言するわけでしょう。表明して宣言すると言ったら、やっぱり格好だけじゃ、内容は何をやっているの、全然違うんじゃないのという話になる。これから議会も、そういった宣言しているのにどうなっているんだという質問になってくるので、そこはやはりやるべきなんだろう

なあというふうに思います。できるかどうかは別として、カーボンゼロが行けるかどうかは別として、そこのところはやはり主導的に、宣言する以上はやってもらいたいと思うので、各務課長さん頑張ってやってもらって、これからそういう目で、事業を議会としても見ていくということになってくると思うので、よろしくお願ひしたいと申ひます。これはお願ひだけです。

○委員（山田喜弘君）　ゼロカーボンシティに向けた主な取組の、フードドライブの推進及びフードバンク活動の実施となると、これは市が主体者になるということていいですか。

○環境課長（各務則行君）　当然、市も関わりながら、先日、環境フェスタがございましたけれども、その中で生活協同組合の店頭をお借りしまして、生活協同組合と組んで福祉の担当課とも話をしながら実施した経緯がございますけれども、当然、市も関わりながらこういった制度をつくっていききたいなというふうに申ひておるところでございます。以上でございます。

○委員（山田喜弘君）　具体的に決まていないかもしれないですけど、フードバンクを可見市に持ててきてくださいとかというようにも考えられますか。その主体者になるという話になると。

○環境課長（各務則行君）　まだ検討段階でございますので、どういふ形になるかはまだ確たるものはございませんけれども、生活協同組合でやていらっしゃるところもござい申ひますので、そこと連携をしながら、どういふ形にするのかというのを今後探てていききたいというふうに考てております。以上でございます。

○委員長（中村 悟君）　ほかに質疑等ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようてでございますので、この件に関しましては終了いたし申ひます。

では、ここで暫時休憩といたし申ひます。

休憩　午前10時38分

再開　午前10時40分

○委員長（中村 悟君）　それでは、続けて会議を再開いたし申ひます。

続きまして、協議事項のほうに移らせていただきます。

まずは1番、議会報告会についてということて、提出した議会報告会の報告書を皆さんのほうにお配りしてあります。

読んでいただていておるかとは思ひ申ひますが、何かこれを受けて、この次に次の委員会への引継ぎ事項等もありますので、何か御意見があればお聞きたいと思ひ申ひますが。

○委員（川上文浩君）　議会報告会、またその以前にフレビアへ行てこの委員会て取りかかったわけですけど、非常に僕、2つとも内容はすごくよかつたと思ひ申ひます。ですので、やっぱりこういふことは、年に一度ぐらひはフレビア、また地域の方々とこのいふ外国籍の方々とこのいふ課題というのを委員会て把握して、何か課題が、大きい課題があれば解

決していくというようなことが必要になってくるので、次のところには入っちゃいますけど、引継ぎにも入っているので、これは最重要事項かなと思うので、その辺のところは次の委員長にちゃんと、委員会にも伝わるようにしていただければというふうに思います。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

ほかに、取りあえずこの議会報告会の資料を見られて、御意見があればお伺いしたいと思います。

○委員（酒井正司君） 報告会、全体にで言うと、時間配分が難しいなあという感想で、やはり思いの丈を全部しゃべりたい方もいらっしゃるし、あるいは慣れていない方もいらっしゃるので、何かこう事前に持ち時間のような割り振りといえますか、そのようなこともちょっと必要だと。より広範な意見が集約できるのかなあと、そんなことを思いました。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

本当におっしゃるとおりだなあとと思いますが、ほかによろしいですか。報告会の件については。

〔挙手する者なし〕

ありがとうございました。

今、川上委員から言っていたように、本当にこれは委員会で取り組んでいかなきゃいけないんだろうなというのは痛感しております。

それでは、次、協議事項の2. 次期議会への引継ぎ事項についてということで、これも私どもでつくらせていただいて、皆さんに資料、手元のほうに渡っておるかと思えます。簡単に言って、去年、引継ぎ事項として受けたものをほぼそのまま、多少ちょっと言葉を変えたとかはありますが、引継ぎ事項として入れてあります。

ちょっと時間はかかりますが、1つずつ確認しますが、委員の方、ほとんど変わっていないので、よければいいですが。

分かりますか、いいですか。

○委員（川上文浩君） これに1点付け加えていただきたいのが、今出たゼロカーボンシティの表明を6月24日に宣言されるということですから、そこをちょっと意識した委員会運営を、文言は委員長・副委員長に任せますので、僕はそこを表現してもらったほうがいいのかな。これは大きい方向転換になりますから、今まで本当にハイブリッドカーなんかでも予定はありませんぐらいのことを4年前とか5年前には言っていたのが、急に去年から購入したりとか、急に変わってきていますので、そういう意味では入れていただくといいのかなあと、思いますけど、皆さんいかがでしょうか。

○委員長（中村 悟君） 次年度に向けてですので、今言われたように、突然こういうことがいろいろ出てくるので、やっぱりこれに対して対応しろということであれば引き継がなきゃいけないと思いますが。

○委員（川上文浩君） 市民の方が見られるので、そこを意識して入れておいたほうがいいと思います。

○委員長（中村 悟君）　ということで、文面等はまた委員長・副委員長にお任せしていただけるということですので、入れておくということに関してはよろしいですかね。この引継ぎ事項の中に入れるということでもよろしいですか。

〔「お願いします」の声あり〕

それじゃあ、ちょっと頑張って文章をつくりますので、入れさせていただきます。

そういうことでもよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

じゃあ、内容的には、あとほかはよろしいですかね。

〔「はい」の声あり〕

じゃあこういった内容でまた、議長のほうに提出させていただきますので、よろしく願いをします。

それでは、本日の予定された案件は全て終了いたしましたので、ほかに御発言もないようでありますので、以上で建設市民委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

閉会　午前10時45分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月15日

可児市建設市民委員会委員長